

社会福祉法人慶育会役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人慶育会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員の報酬並びに費用について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、この法人と委任関係にある役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

3 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は役員職務執行の対価として報酬総額を 120 万円以内で、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第 4 条 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第 5 条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第 5 条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第 6 条 監事が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立

会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び交通費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の交通費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員がその職務執行に当って負担した費用については、請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 10 条 役員及び評議員並びに苦情対応第三者委員は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証明）の作成に協力するものとする。

(改 廃)

第 11 条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(補 則)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。（平成 29 年 6 月 15 日評議員会決定）

役員報酬 別表 1 (日額)

H29.4.1~

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会出席報酬	10,000 円	交通費
評議員出席報酬	10,000 円	交通費
監事が理事会、評議員会出席報告等	10,000 円	交通費
苦情解決対応第三者委員	10,000 円	交通費

業務報酬 別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償額
理事長業務報酬等	20,000 円	交通費
理事業務報酬等	10,000 円	交通費
評議員業務報酬等	10,000 円	交通費
監事監査指導報酬等	15,000 円	交通費
苦情解決対応第三者委員	中立性の確保のため無報酬	交通費

出張旅費 別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	5,000 円	実 費